

意見の要旨	府の考え方
<p>遺伝子組換え作物の栽培者への規制は現行法では十分ではなく、間隙を生じているため、指針は必要である。</p> <p>京都府の農産物は、安全、安心をモットーに、生産履歴記帳の徹底、開示、NPOとの連携による検証等を行っている。</p> <p>指針（案）はそういう姿勢を反映しているものとして意義深いし、京都の伝統種保存の観点からも評価できる。</p> <p>全国共通の問題でもあるため、国に対して働きかけが必要である。</p> <p>水稻は自家受粉を行う作物であり、今回の交雑混入防止策が講じられれば問題がないと思われる。</p> <p>ただし、遺伝子組換えイネの栽培を中止した後の水田管理が適切に行われるか否かについて不安が残る。</p> <p>地区外からの企業的な組織が遺伝子組換えイネを栽培した後に撤退した場合、こぼれ種子からの花粉の飛散防止策を誰が責任を持つかまで規制する必要がある。</p> <p>紫ずきん等の枝豆、並びに黒大豆について、隔離距離はもとより作付ほ場を限定する規制に加え、こぼれ種子が及ぼす影響も防止する必要がある。</p> <p>西洋ナタネについては、被覆を前提とした施設栽培に限定されたい。</p> <p>また、開花期の管理だけにとどまらず、育苗場所から苗を本圃に運搬する時、更に収穫後の調整や荷造り出荷、脱穀残さの処分まで厳しく限定をされたい。</p> <p>こぼれ種子の発芽期間は長年にわたることから、作付ほ場についても厳格な規制をされたい。</p>	<p>いただいた御意見も踏まえ、指針を作成し、府内産農産物における食の安心・安全確保の取組を更に推進したいと考えております。</p> <p>同上</p> <p>いただいた御意見を参考にして、検討して参りたいと考えております。</p> <p>指針（案）では、イネのこぼれ種子の寿命を考慮し、栽培終了後も3年間にわたり、交雑・混入防止を行うことを求めています。</p> <p>京都府食の安心・安全条例第18条第2項において、「栽培者は、遺伝子組換え食用作物の一般食用作物との交雑及び一般食用作物への混入を防止する措置を講じなければならない。」ことを求めており、これは栽培終了後でも同様です。</p> <p>指針（案）は、交雑を防止するために必要な隔離距離を確保することを基本として、国の指針で定める隔離距離に安全率2倍を乗じた距離を確保するなどの交雑防止策をとることを求めています。</p> <p>府としては、遺伝子組換え食用作物の栽培計画についての報告があった場合、指針に基づく交雑防止策を確実に行うことができるほ場に作付けするよう指導することとしています。</p> <p>また、交雑防止策と併せ、周囲の同種作物等への交雑防止の有無を確認するためのモニタリング措置をとることも、指針（案）では求めています。</p> <p>栽培終了後の遺伝子組換え作物の対策として、「こぼれ落ち防止を行う」ことも指針（案）では求めています。</p> <p>指針（案）では、西洋ナタネについて、隔離距離をとることに加え、更に防虫網により被覆することを求めています。</p> <p>交雑防止措置に加え、更に混入防止措置として、  ア 遺伝子組換え作物の種子種苗の分別管理等  イ 栽培に関する機械、器具及び設備の取扱い  ウ 栽培終了後の遺伝子組換え作物の対策  を定め、遺伝子組換え作物の運搬、加工、使用でのこぼれ落ち防止や収穫物以外からの植物体の再生防止等を求めています。</p> <p>また、こぼれ種子を考慮し、過去5年以内に同種作物等が生育した場所では遺伝子組換えナタネを栽培しないこと、そして組換え作物の後作として5年以内に同種作物等を栽培する場合、交雑及び混入防止を行うことを指針（案）では求めています。</p>